

13 こどもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設について

(厚生労働省・こども家庭庁関係)

要望内容

- 1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築
- 2 こどもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設

(要 旨)

国におかれては、令和7年度から、「こども・子育て支援加速化プラン」に掲げた政策の実施を本格化されているところですが、こどもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設・実施の検討については進展が見られない状況です。

これまで指定都市市長会においては、こどもへの医療費助成制度は、地方自治体の意見が反映され、地方自治体間で生じている差異をなくするような統一的な制度が望ましく、また、その制度の創設・実施のためには、国と地方自治体とで協議の場を持ち、こどもの医療費の自己負担を含む助成水準のあり方について検討し、こどもへの医療費助成制度の実現を目指す体制づくりが重要であるという認識を共有し、国に対し、統一的な制度の創設を要請してきたところです。

本市としては、社会福祉や社会保障など、全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行われるべき事業を実施するための制度の創設については、国において主な役割を担っていただくとしても、住民福祉の増進に資する行政サービスを実施する基礎自治体も、その役割分担を踏まえ、共通の目標の達成に向けて、各々が自らの役割として、今何ができるのか、今後どのように進めるのかを共に議論した上で、統一的なこどもへの医療費助成制度の創設と実施に向けて、制度のあるべき姿とその財源について目標を共有できるようにしていきたいと考えています。

つきましては、国と地方自治体が共同で検討を行う体制を構築していただくよう、また、こどもへの医療費助成に係る統一的な制度を創設していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。

1 国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築

医療保険制度におけるこどもの医療費の自己負担を含む助成水準のあり方については、国と地方自治体が共同で検討し、指針を示していただいた上で、こどもへの医療費助成制度の必要性を共有していただくようお願いいたします。

その検討に際しては、こどもたちが、日本のどこに住んでも安心して医療が受けられるよう、また、必要な財源を確保し長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方自治体が共同で検討を行う体制の構築について、格別の御配慮をお願いいたします。

2 こどもへの医療費助成に係る統一的な制度の創設

地方自治体が独自に実施しているこどもへの医療費助成制度は、長年にわたる制度の拡充を経て制度の内容に大きな差が生じており、統一的な制度の創設と実施に向けた検討に当たっては、所得制限や一部負担金を含む地方自治体における制度の運用実績等を分析・検討した上で、地方自治体の意見を反映させる必要があります。このため、国と地方自治体がこどもへの医療費助成制度のあるべき姿について共同で検討を行い、連携して統一的な制度の創設・実施を目指していただくよう、格別の御配慮をお願いいたします。